

核融合科学研究所研究倫理教育実施要領

制 定 平成27年 2月17日
最終改正 平成28年12月20日
核融合科学研究所不正防止委員会決定

1 目的

核融合科学研究所（以下、「研究所」という。）において研究活動に関わる職員、学生、共同研究者に、研究者等に求められる倫理規範を修得・習熟させるため、研究倫理教育を実施し、不正行為を事前に防止し、公正な研究活動を推進することを目的とする。

2 実施方法

研究倫理教育は、研究所不正防止委員会が企画する講習会（以下「講習会」という。）において実施するものとし、原則として年1回開催する。

3 対象者

次の対象者は、講習会を受講しなければならないものとする。

- (1) 研究者（研究教育職員、その他研究所に所属して研究活動を行う者）
- (2) 学生（総合研究大学院大学生、連携大学院学生、特別共同利用研究員）
- (3) 共同研究者（所属機関において研究倫理教育を受けた者は除く）
- (4) 研究支援人材（高度な研究設備・施設の操作、競争的資金の獲得、知的財産の管理等を行う者）
- (5) 研究倫理教育責任者が指名する者

4 教育内容

- ・ 研究者の基本的責任や研究活動に対する姿勢などの行動規範
- ・ 研究活動に関して守るべき作法（研究データの作成・保管、論文作成の際の各研究者間における役割分担・責任関係の明確化など）
- ・ 研究倫理教育責任者が必要と認める事項

5 受講しない場合

講習会を受講しなかった者は、原則として、科学研究費等の競争的資金への応募及び共同研究への参加ができないものとする。

6 その他

この要領に定めるもののほか、研究倫理教育に必要な事項は、研究所不正防止委員会が別に定める。

付 記

この要領は、平成27年2月17日から実施する。

付 記

この要領は、平成28年12月20日から実施する。